

## ○富加町公共施設等における県産材利用推進方針

### (目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づき、岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画に即して、法第12条第2項に掲げる必要な各号に規定する事項を定め、建築物等の岐阜県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、町民にやすらぎとぬくもりのある健康的な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築、脱炭素社会の実現、林業・木材産業の振興、森林整備の促進等に資することを目的とする。

### (基本方針)

第2 町は、法第5条に規定する町の責務を踏まえ、自ら率先して整備する町有施設及び町施工の土木事業において、岐阜県産の木材を可能な限り利用するよう努める。また、町内の公共建築物以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

### (町有施設における木材の利用の目標)

第3 町有施設の建築に当たっては、次の各号に掲げるものを除き、公共建築物及びこれに属する工作物は、原則として木造化に努める。

- (1) 建築基準法等の法令その他の施設の設置基準等により、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途、保安、維持管理等の特殊性により、木造化する

ことが困難な施設。

(3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

- 2 町有施設の建築及び改修に当たっては、木造、非木造に関わらず、可能な限り木質化に努める。
- 3 木造化及び木質化の実施に当たっては、原則として岐阜県産木材を使用する。

(町有施設の備品及び消耗品)

第4 町は、町有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、岐阜県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(町有施設の暖房器具等)

第5 町は、町有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(町施工土木工事等の木材利用)

第6 町は、町施工の土木工事及び町有施設の外構工事においては、間伐材等の岐阜県産木材及び岐阜県産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(公益法人等への要請)

第7 町は、公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この方針の目的を踏まえて、積極的な岐阜県産木材の利用を要請する。

- 2 町は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

第8 町は、町有施設及び町施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努める。

2 町有施設の管理者は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(コスト縮減への留意)

第9 この方針の運用に当たっては、コスト縮減に取り組む必要性に留意する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。